

1. 趣旨及び適用範囲・・・(指針の第1)

<指針本文より>

1.1 本指針の趣旨

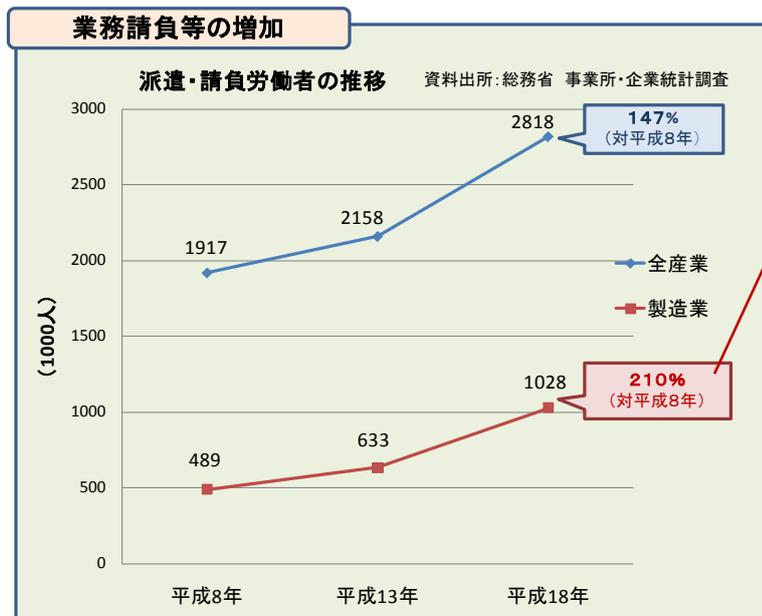
製造業においては、近年、業務請負が増加し、これを背景とした労働災害が発生している。また、関係請負人の労働災害の発生率は、元方事業者のものと比較して一般に高いところである。

これら関係請負人は、設備の修理、製品の運搬等危険、有害性の高い作業を分担することが多く、さらにその作業場所が元方事業者の事業場構内であることから、関係請負人の自主的な努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面があるため、労働安全衛生法においては、従来から、当該事業遂行の全般について権限と責任を有している元方事業者に一定の義務を課してきたところであるが、今般、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害(以下「混在作業による労働災害」という。)を防止するため、労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)により、製造業(造船業を除く。)の元方事業者に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられたところである。

本指針は、製造業(造船業を除く。)における元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理(以下「総合的な安全衛生管理」という。)を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項を併せて示したものである。

1.1.1 業務請負の増加と労働災害発生状況

(「元方事業者」と「関係請負人」の定義は1.1.4以降で説明)

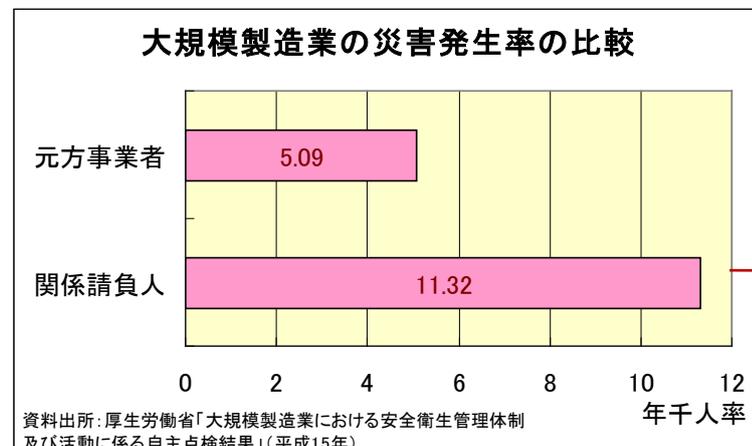


製造業の事業場においては、近年業務請負が増加しています。(平成8年から10年間で2倍以上に増加)これにより、指揮命令系統の異なる労働者が混在して働くことによる労働災害の増加が危惧されます。

<鉄鋼業における請負の現状>

- ・ 下請構造の重層度は、50%の事業場で3次まで、25%の事業場で2次までとなり、比較的小さい。
- ・ また、下請構造の重層度は、3~5年前と比べ、7割の事業場で変化はない。
- ・ 関係請負人の数と、請負わせる業務の種類、内容、形態等は、3~5年前と比べ、6割の事業場で変化はない。
- ・ 関係請負人の事業継続期間は、8割の事業場で3年以上となり、ほとんど入替え等の変化はない。

(平成20年6月に厚生労働省が実施した鉄鋼業の12事業場に対するヒアリング等の調査結果による)



大規模製造業での関係請負人の災害発生率は、元方事業者より高くなっています。(2倍以上高い)

(鉄鋼業における災害状況は次項参照)

1.1.2 鉄鋼業における労働災害発生状況

○ 死傷者数の推移

(社)日本鉄鋼連盟(以下「鉄連」という。)が集計した加盟会社の死傷者数の推移をみると、近年、親事業所では横ばいの状況ですが、それに協力会社を合わせた数(総合)では増加傾向にあります。なお、平成21年の死傷者数は、前年に比べ、減少しています。また、死亡者数は、増減を繰り返していますが、総合では2年連続で減少しています。

○ 度数率、強度率の推移

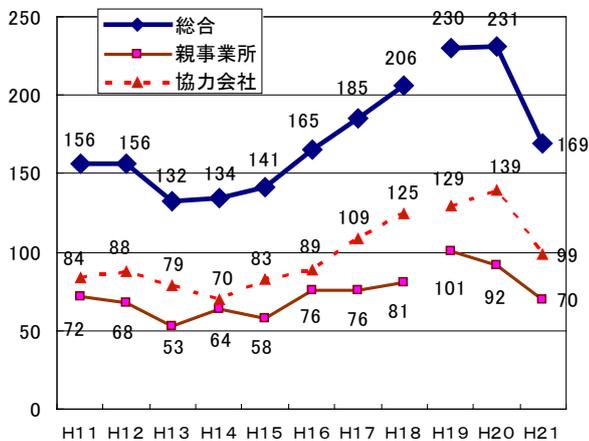
大規模製造業における災害発生率は上記の1.1.1のとおりですが、鉄連加盟会社の度数率と強度率についてみると、度数率では協力会社(関係請負人)の方が親事業所(元方事業者)より低く、強度率では両者が同じくらい協力会社の方が低くなっています。

また、鉄連加盟会社の親事業所に協力会社を合わせたもの(総合)の度数率は、平成20年は0.51であり、製造業(平成20年:1.12)の約半分となっていますが、増加傾向にあります。同じく強度率は、平成20年は0.19であり、製造業(平成20年:0.10)の約2倍となっており、近年、増減を繰り返しています。なお、平成21年は、前年に比べ、度数率、強度率ともに減少しています。

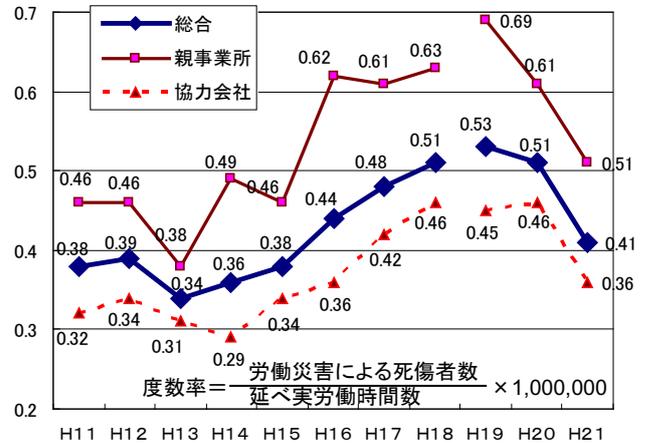
(注)製造業の度数率及び強度率は「平成20年労働災害動向調査」による。

○ こうした状況等を踏まえ、関係法令や本指針に基づく措置など労働災害防止対策について引き続き、その徹底を図る必要があります。

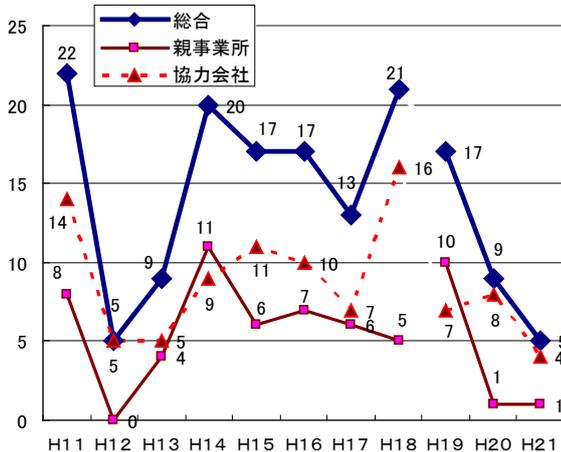
○ 死傷者数の推移



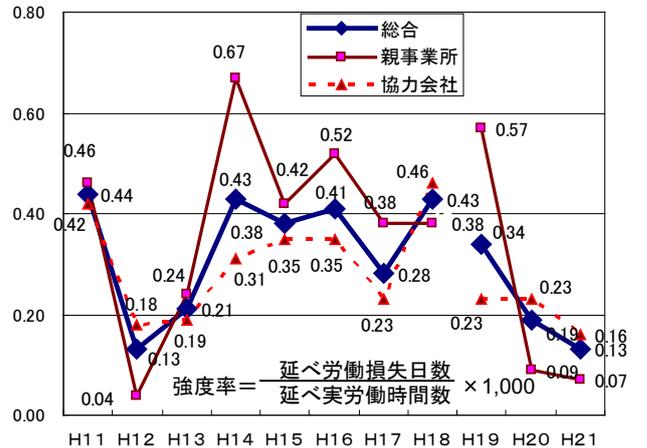
○ 度数率の推移



○ 死亡者数の推移



○ 強度率の推移



年	死亡者数			死傷者数			度数率			強度率			事業者数		(参考) 粗鋼生産量
	総合	親事業所	協力会社	親事業所	協力会社										
H11	22	8	14	156	72	84	0.38	0.46	0.32	0.44	0.46	0.42	95	2,532	9,419
H12	5	0	5	156	68	88	0.39	0.46	0.34	0.13	0.04	0.18	92	2,483	10,644
H13	9	4	5	132	53	79	0.34	0.38	0.31	0.21	0.24	0.19	92	2,385	10,287
H14	20	11	9	134	64	70	0.36	0.49	0.29	0.43	0.67	0.31	88	2,302	10,775
H15	17	6	11	141	58	83	0.38	0.46	0.34	0.38	0.42	0.35	86	2,369	11,051
H16	17	7	10	165	76	89	0.44	0.62	0.36	0.41	0.52	0.35	88	2,345	11,272
H17	13	6	7	185	76	109	0.48	0.61	0.42	0.28	0.38	0.23	88	2,277	11,247
H18	21	5	16	206	81	125	0.51	0.63	0.46	0.43	0.38	0.46	86	2,309	11,622
H19	17	10	7	230	101	129	0.53	0.69	0.45	0.34	0.57	0.23	128	2,451	12,020
H20	9	1	8	231	92	139	0.51	0.61	0.46	0.19	0.09	0.23	132	2,519	11,874
H21	5	1	4	169	70	99	0.41	0.51	0.36	0.13	0.07	0.16	133	2,468	8,753

資料出所:
(社)日本鉄鋼連盟
「労働災害統計調査」

単位:人、時間、ワトン

(注)平成19年調査から統計参加事業所が増えたため、それ以前とは接続しない。

1.1.3 指針の基になる安衛法第30条の2

ここで本指針の基になる安衛法第30条の2を見ておきましょう。

製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施（安衛法第30条の2等） 平成18年4月1日施行

製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じなければならない

- (1) 随時、元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと。
- (2) クレーン等の運転等についての合図の統一、事故現場等を表示する標識の統一、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、エックス線装置に電力が供給されている場合における警報の統一と、これらについての関係請負人への周知

安衛法第30条の2第2項は同法第30条第2項の読替えが規定されていますので、下記は 読替え後の条文を示しています)

安衛法第30条の2（元方事業者等の講ずべき措置）

＜第1項＞製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

＜第2項＞製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる仕事を2以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る2以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、第1項に規定する措置を講ずべき者として1人を指名しなければならない。
一の場所において行なわれる事業の仕事の全部を請け負った者で、元方事業者以外のもののうち、当該仕事を2以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

＜第3項＞前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

＜第4項＞第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該場所において当該指名された事業者は、当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第1項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

安衛法第31条の2（注文者の講ずべき措置）

令第9条の3、安衛則第662条の3,4

化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

「注文者」の配慮義務は包括的には安衛法第3条第3項に規定されており、注文者は請負人に対し「施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない」とされています（指針第2の12に記載）。

安衛法第32条第2項（請負人の講ずべき措置）

安衛法第30条の2第1項または第4項の場合において、同条第1項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

指針 第2
元方事業者
が実施すべき事項

同上の9、12

1.1.7に
条文解説

指針 第3
関係請負人
が実施すべき事項

1.1.4 「同一の場所」、「一の場所」とは？ 「混在作業」とは？

(1) 安衛法の改正により

第30条の2第1項(1.1.3参照)が新設され、平成18年4月から、製造業(造船業を除く。)の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が「同一の場所」において行われることによって生じる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならないとされたところです。

(2) 本指針では

元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が「同一の場所」において行われることによって生ずる労働災害(以下「混在作業による労働災害」という。)を防止するため、安衛法の改正により、

製造業(造船業を除く。)の元方事業者に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられたことを受けて、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理(以下「総合的な安全衛生管理」という。)を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項、及び実施することが望ましい事項を併せて示したものであるとしています。

ここで、「同一の場所」(安衛法や通達では「一の場所」と表記されており、以下説明文では「一の場所」で統一)の範囲に応じ、関係している発注者と請負人が定まり、後述の「元方事業者」と、その指導管理下に置かれる「関係請負人」が決まっていくこととなりますので、まずは「一の場所」の定義について説明します。

(3)「一の場所」の範囲を定める考え方の通達と、「混在作業」

通達(昭和47.9.18基発第602号)では、「一の場所」の範囲について以下とされています。

請負関係にある数個の事業者によって仕事が相関連して混在的に行われる各作業現場ごとに「一の場所」として扱われるのが原則であり、具体的には、労働者の作業の混在性等を考慮して、この法律の趣旨に即し、目的論的見地から定められるものである。

「混在作業」とは、指揮命令系統の異なる労働者が安全上相関連して混在的に行われる各作業のことで、「一の場所」に異なる事業者の労働者がそれぞれの事業者の指揮系統で同時に行う作業状態のことです。

その混在作業の現場ごとに、安衛法の趣旨に照らして複数事業者の混在作業での労働災害防止という目的を考えて、その混在性(相関連する度合)から一体として総合的な安全管理をすべきと考えられる作業場所を「一の場所」として扱うのを原則としています。

なおここで言う「混在作業」は指揮命令が請負業者が雇用する労働者に注文者から直接出されているような状態(2.12.4参照)をいうものではありません。

(4)「一の場所」の範囲の例示の通達(製造業関係)

一方、安衛法第30条の2の「一の場所」の範囲については、通達(平成18.2.24基発第0224003号)では、具体的に次のように例示されており、かなり広域の作業場所となっています。

鉄鋼業関係

- ・製鋼作業場の全域
 - ・熱延作業場の全域
 - ・冷延作業場の全域
- 又は製鉄所の全域

(左記はあくまで例示であり、左記以外の原料、製鋼、分塊、鋼管等々を含めた各製造工程の工場単位か、製鉄所の全域という意味です。)

このように「一の場所」は混在作業の相互影響の実態に応じて、製鉄所や事業場全域となったり、作業場全域となったり、同じ製鉄所構内でも複数の独立した「一の場所」があつたりします。

鉄鋼業では、製鉄所や事業場全域を「一の場所」と捉えることもできますが、高炉一貫製鉄所等の大規模な事業場においてはその規模が大きく、作業間の連絡調整を事業場全体で行い、管理の実効を上げるのは困難であり、通常は製鋼等の各製造工場単位が「一の場所」と考えられます。高炉以外の鉄鋼会社の場合、原料、製鋼、分塊、鋼管等各製造工程の工場単位などに明確に区分されている場合を除き、「事業場の全域」が「一の場所」と考えられます。

(5)「一の場所」の定め方

この「一の場所」は、その混在性と通達(1.1.4の(4)参照)の一般的な例示をもとに、個々の事業場ごとに最終的には事業の実態に応じ判断せざるを得ませんが、混在作業の災害防止という安衛法の趣旨に照らして、法や指針で求められている事項を確実に実施するため、漏れのない総合的な安全衛生管理を行うように定めることが必要です。

漏れのない総合的な安全衛生管理を推進するためには、個々の工場等が「一の場所」に該当する場合であっても、個々の工場等を単位として安全衛生管理を推進することに加えて、事業場(あるいは製鉄所)全域を対象とした安全衛生管理を併せて推進することが適当です。

1.1.5 鉄鋼会社を元方事業者とする「一の場所」に含まれないケースの具体例

「一の場所」については、労働者の作業の混在性等を考慮して、構内協力会社の場合には、その作業場所が親企業の構内であることから、その自主的な努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面があることから、請負契約関係下にある数事業者が混在して事業を行うことから生ずる労働災害を防止することを目的とするという労働安全衛生法の趣旨に沿って定められる必要があるので、下記のような場合であって、混在作業による労働災害の発生のおそれがない場合には、鉄鋼会社を元方事業者とする「一の場所」には含まれないと考えられます。

(1) 構内協力会社の作業場

製鉄所には多数の協力会社が常駐し、それぞれが事務所を持ち、補修工事等を請け負う会社の多くは、自社の作業場(工場)等を製鉄所内に持っています。その土地については、一般的には製鉄所(鉄鋼会社)から賃貸されていますが、作業場内で行う作業について製鉄所が一切関与していない場合で、製鉄所側がいわばその施設が設置されている土地の地主の立場にあるに過ぎないようなときには、鉄鋼会社を元方事業者とする「一の場所」には含まれないと考えられます。

(2) 製品出荷等のための倉庫

製鉄所には、製品出荷のための倉庫があり、中にはその倉庫の管理を全て委託している場合があります。このような倉庫内の作業について製鉄所(鉄鋼会社)が一切関与していない場合で、製鉄所側がいわばその倉庫の貸主の立場にあるに過ぎないようなときにも、鉄鋼会社を元方事業者とする「一の場所」には含まれないと考えられます。

(3) コークス炉ガスの化成処理工場

製鉄所のコークス炉で発生するガス中に含まれる物質を回収・処理(化成処理)する施設が構内にあることがあり、その施設の運営を全て委託している場合があります。このような施設内の作業について製鉄所が一切関与していない場合で、製鉄所側がいわばその施設の貸主の立場にあるに過ぎないようなときにも、鉄鋼会社を元方事業者とする「一の場所」には含まれないと考えられます。

1.1.6 元方事業者、関係請負人とは？

前項の「一の場所」の具体的な定め方に関連して、「元方事業者」および「関係請負人」の決め方は後述(1.1.7参照)しますが、その前に「元方事業者」と「関係請負人」の定義について説明します。

(1)「元方事業者」の定義：

安衛法第15条第1項で次のとおり定義されていますが、業種にかかわらず、「一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている」かどうかにより決まります。

事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの
(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が2以上あるため、その者が2以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。)

すなわち、「一の場所」で行う仕事の一部を請負契約で請負わせて、それ以外の仕事は自らが行う事業者が元方事業者になります。「一の場所」が製鉄所全体や各製造工程の工場全域となると、その「一の場所」のどこかで鉄鋼会社自ら仕事をしており、その他の仕事を協力会社等に請負契約で請負わせているはずですので元方事業者は鉄鋼会社になります。

つまり前項で説明した鉄鋼業での「一の場所」の例示と、上記の安衛法第15条第1項の元方事業者の定義から、高炉改修や大規模設備建設工事などの全部を建設業者に発注し自らは仕事を行わない場合を除き、**鉄鋼業の場合、本指針での元方事業者は基本的には鉄鋼会社となります。**(一部の例外は1.1.5)
(鉄鋼業の場合、本指針の狙いは鉄鋼会社による構内元請および二次請以降の協力会社の総合的な安全衛生管理の充実にあります)

(2)「関係請負人」の定義：

安衛法第15条第1項で「元方事業者」の定義に続き、次のとおり定義されています。

元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。

鉄鋼業の場合、本指針での関係請負人は元請および二次請以降の協力会社を指します。(鉄鋼会社の事業所(製鉄所など)の構内協力会社などが関係請負人になります)

(3)「発注者」の定義：

後述の「元方事業者」「関係請負人」の具体的関係の解説のために、「発注者」について触れておきます。「発注者」は安衛法第30条第2項の冒頭に定義されていますが、この定義は建設業と造船業のもので、但し改正された安衛法第30条の2で製造業にも準用されています。

発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。)

「発注者」は自らは仕事(作業)を請負わない「注文者」のことですが、必ずしも自らは仕事をしない「注文者」ということではありません。

1.1.7 「一の場所」と「元方事業者」、「関係請負人」の具体例

(1) 製品の製造工程での仕事（以下「生産業務」という）の場合

製鉄や製鋼の各工場、圧延ライン等の操業関連作業では鉄鋼会社が作業する圧延等と協力会社が請負う精整等の工程が連続的に連携して稼働し、半製品や材料の受け払い等が行われるケースがあります。

また製造ラインの中においても製品仕様に応じての製造設備の部品（ロール等）組み換えや分解点検や清掃、あるいはユーティリティを含めた日常点検作業等があります。

このような場合、鉄鋼会社と請負会社（協力会社）の両者が混在して関連して作業することがある場合は、製鉄や製鋼の各工場、圧延ライン等の全体を対象として、本指針に沿った元方事業者は鉄鋼会社となり、工場あるいはライン単位で関係請負人となる協力会社を含めた総合的な管理が必要になります。

あるいは製鉄所全体のエネルギー（動力）や環境設備の運転管理部門などは製鉄所全域で協力会社を起用しながら仕事を進める場合には製鉄所の全域を対象として、本指針に沿った元方事業者を鉄鋼会社として、事業所単位で関係請負人となる協力会社を含めた総合的な管理を行うことが適当です。

(2) 設備の補修や工事での仕事（以下「設備業務」という）の場合

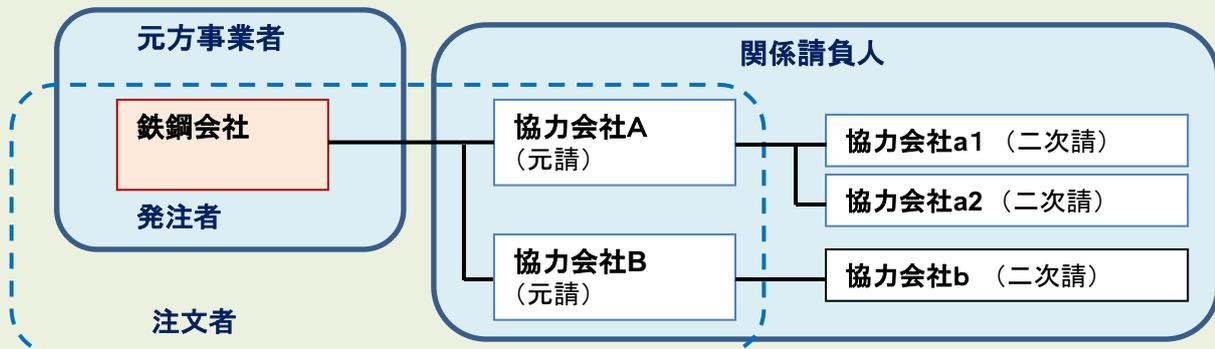
製鉄や製鋼の各工場、圧延ライン等で、安衛法第30条に規定された統括管理体制の対象とならない点検・修理・中小規模の改造・解体撤去工事等では、構内で事業を行う事業者が、鉄鋼会社から一括または分割して作業を請負う場合があります。

この場合、動力源の遮断再投入や立ち入り禁止領域の管理など安全管理全体として相互に関連することから製鉄や製鋼の各工場、圧延ライン等の全体が「一の場所」になり、本指針に沿った元方事業者は鉄鋼会社になり、関連した工事の範囲で関係請負人となる協力会社を含めた総合的な管理が必要になります。

以上をまとめると、鉄鋼業の場合は、大規模建設や高炉改修など建設元方指針を適用する場合を除き、一般的には（安衛法第30条の2の第1項。例外は前述1.1.5参照）**鉄鋼会社が元方事業者**になります。

元請と二次請以下の協力会社はすべて関係請負人となります。

また注文者のうちで、その仕事を他から請け負わないで注文している**鉄鋼会社は発注者**でもあります。



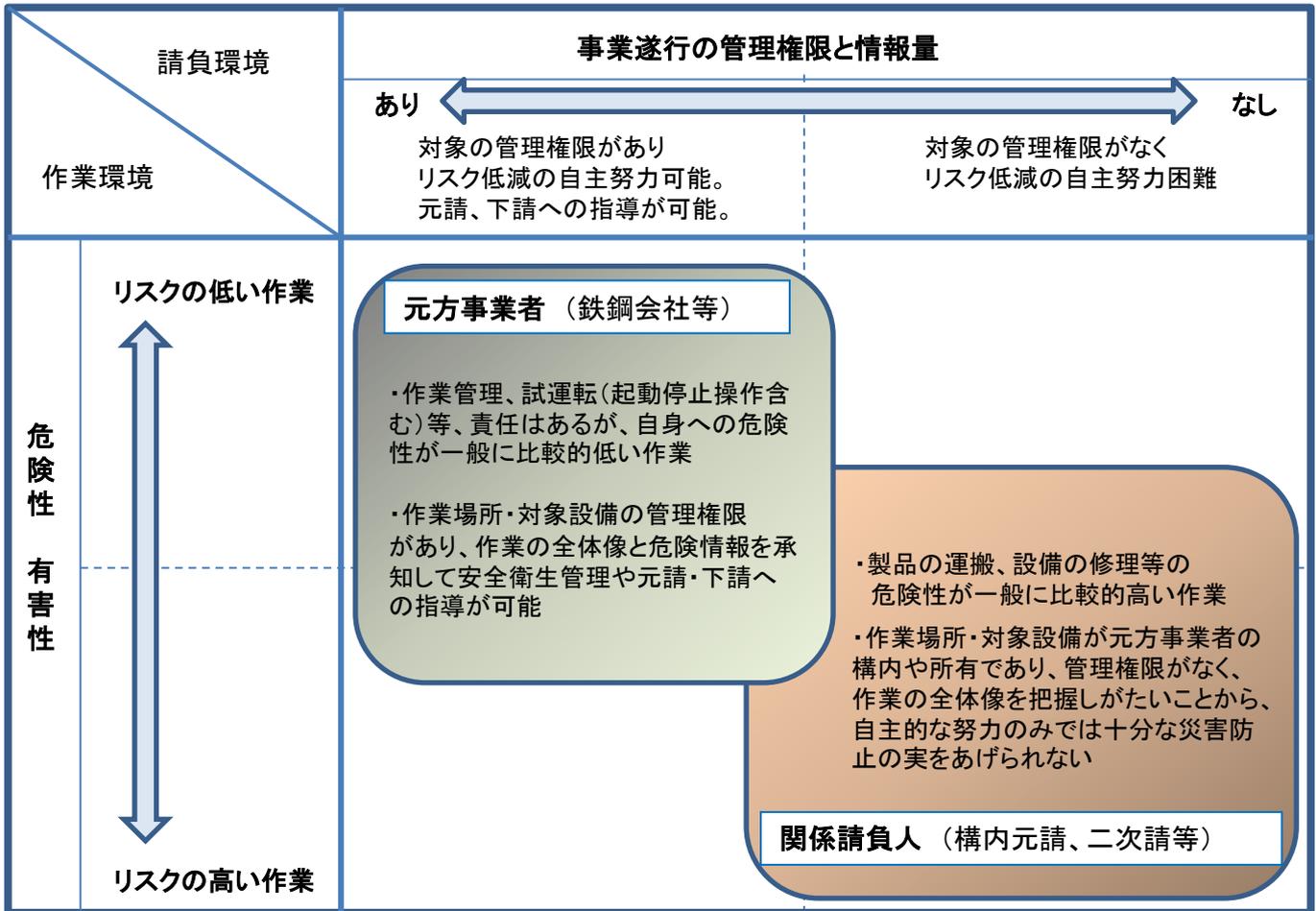
なお、安衛法第30条の2の第2項（1.1.3参照）では鉄鋼会社が元方事業者とならない場合（単に注文者で、一の場所で作業をしない場合）に、「元方事業者の請すべき措置」をとるべき事業者等を定めています。

安衛法第30条の2<第2項>の内容（1.1.3 読替え後の条文参照。下記は条文中に注釈記入）

【前段】製造業の仕事の発注者（一の場所で他から仕事を請負わない、つまり最先次の注文者）で、元方事業者（一の場所で行う仕事の一部を他に請負わせ、それ以外の仕事を自ら行う事業者）以外のもの（つまり発注者に過ぎず、混在作業をしない鉄鋼会社）は、一の場所において行なわれる仕事を2以上の請負人に請け負わせている場合（分割発注時）において、当該場所において当該仕事に係る2以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、（当該仕事の主要な部分を請負う）請負人で当該仕事を自ら行なう事業者（2つ以上の元請かつ元方事業者）であるものうちから、第30条の2第1項に規定する措置を請すべき者として1人を指名しなければならない。

【後段】一の場所において行なわれる事業の仕事の全部を請け負った者（発注者の鉄鋼会社から一括発注を請けた元請）で、元方事業者以外のものうち、当該仕事を2以上の請負人に請け負わせている者（つまり単に注文者に過ぎず、混在作業をしない元請）についても、同様（2つ以上の下請かつ元方事業者から統括管理する事業者1人を指名しなければならない）とする。

1.1.8 元方事業者と関係請負人の置かれた一般的な環境



上記は本指針での記述された元方事業者と関係請負人の置かれた作業環境の一般的な傾向を示すもので、元方事業者がリスクの高い作業に従事したり、関係請負人がリスクの低い作業に従事したりすることもあります。

1.1.9 元方事業者に課せられてきた一定の義務

安衛法第29条に業種を問わず、元方事業者の講ずべき措置等が定められています。

安衛法第29条（元方事業者の講ずべき措置等）

＜第1項＞元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

＜第2項＞元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

＜第3項＞前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

請負人の労働者がその業務の遂行について注文者から直接指示(仕事の指揮)を受ける場合には、一般に労働者派遣に該当し、注文者は派遣法の派遣先事業主とみなされ、派遣法に抵触しますが、安衛法第29条により、元方事業者は、関係請負人及びその労働者に対して安衛法またはこれに基づく命令を遵守するよう必要な指導及び指示を行わなければならないので、このような指導指示を行っても、派遣法には抵触しません。

(1.2.1、1.2.3、2.1.6、2.4、2.4.2、1.12.3、2.12.4、2.12.5、4.1(5) に関連記述)

1.2 本指針の対象

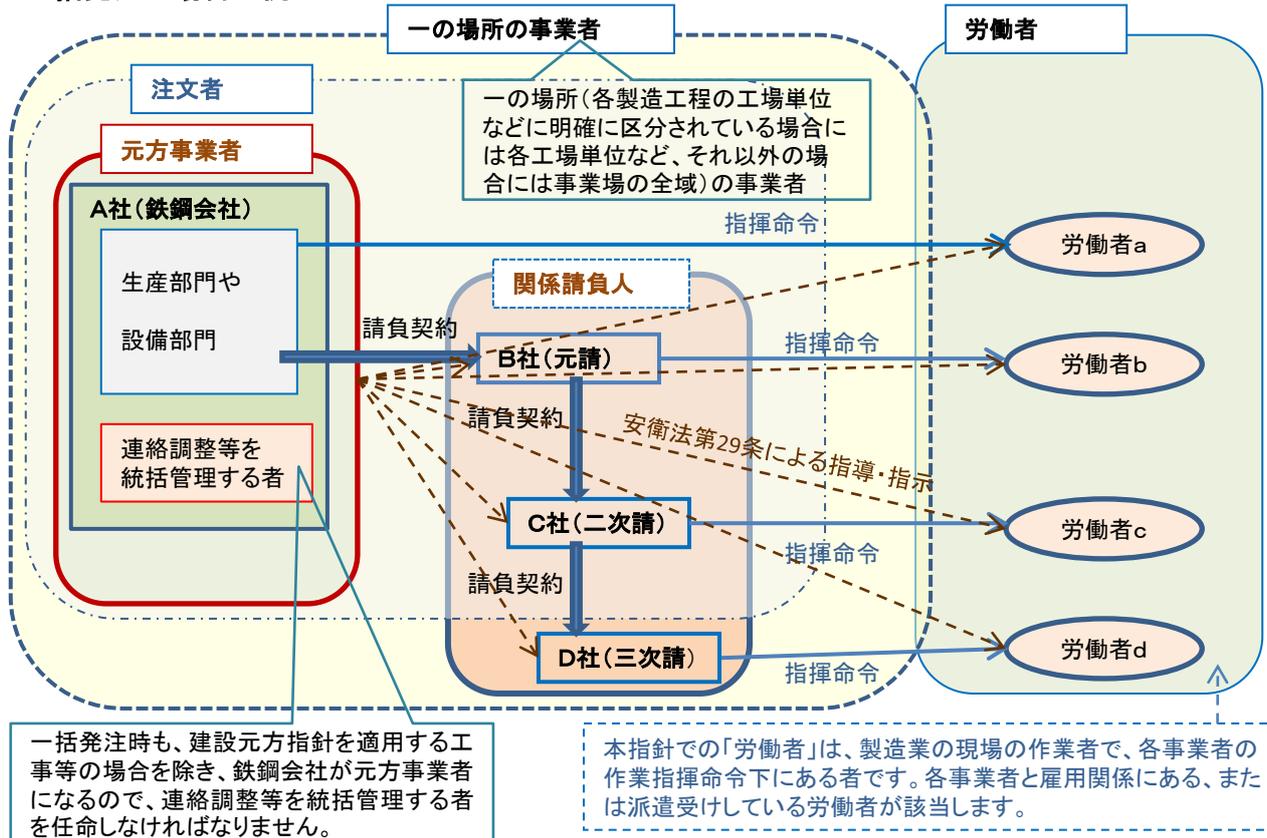
<指針本文より>

本指針は、製造業(造船業を除く。)に属する事業の元方事業者(以下本指針において単に「元方事業者」という。)及び関係請負人を対象とする。

なお、事業者が、設備の改修の全部を建設業者に発注する場合など仕事の全部を注文し自らはその仕事を行わない場合は、当該事業者は元方事業者には該当しないが、第2の9及び12の(1)等法令に基づき注文者が実施しなければならない事項は、当然に遵守する必要がある。

1.2.1 鉄鋼での本指針の対象

(1) 一括発注の場合の例



請負契約の発注者である鉄鋼会社が元方事業者で、関係請負人は請負契約で受注した協力会社や関連企業となり、両者が本指針の対象となります。(1.1.4～1.1.7 参照。)

しかし、高炉一貫製鉄所等では、請負契約を結んでいる協力会社または関連企業が、製鉄所等の事業場内で元方事業者になる(鉄鋼会社が元方事業者でない)例外的ケースもあります。(1.1.5参照。)このような場合であっても、鉄鋼会社が注文者である場合は、注文者としての義務は当然遵守しなければなりません。(1.2.4参照)

「発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請負わないで注文している者)」である鉄鋼会社は、「一の場所」が製鉄所全域や、各製造工場全域である場合、その場所内では自らの労働者が配置され仕事をする元方事業者になります。元方事業者は「一の場所」における混在作業の連絡調整等を統括管理する者を選任し、安衛法第29条(1.1.9参照)に基づく指導・指示を関係請負人及びその労働者に行う必要があります。(1.2.1の(1)(2)図～1.2.3及び2.12.4参照)

なお、労働者への常時の指示・指導はその労働者を雇用する事業者が行うべきことですが、巡視等で安衛法またはこれに基づく命令や、連絡調整で定めた安全遵守事項に違反していると認めた場合はその場で直接の指示・指導をしなければなりません。

鉄鋼業の高炉一貫製鉄所等の大規模な事業場については、通常は製鋼等の各製造工場単位が「一の場所」と考えられます。その他の事業場においては、原料、製鋼、分塊、鋼管等各製造工程の工場単位などに明確に区分されている場合を除き、「事業場の全域」が「一の場所」と考えられます。

(2) 分割発注の場合の例・・・工事の例で説明していますが、整備や、生産業務の場合も同じです。

一般に鉄鋼会社(下図でA社)の設備業務では製造ライン全体にわたる補修等で、自らは仕事(現場作業)をしない(発注のみの)設計部門が仕事の仕様を定め、それを受けて同じ鉄鋼会社の機械部門、電気部門及び窯炉部門などの各専門部門が、自らも現場での点検や試運転等の作業をしながら、その仕事を下請の協力会社に発注(各部門は事業者ではなく発注仕様書を発行し、事業者である鉄鋼会社が請負契約で発注)をする場合があります。

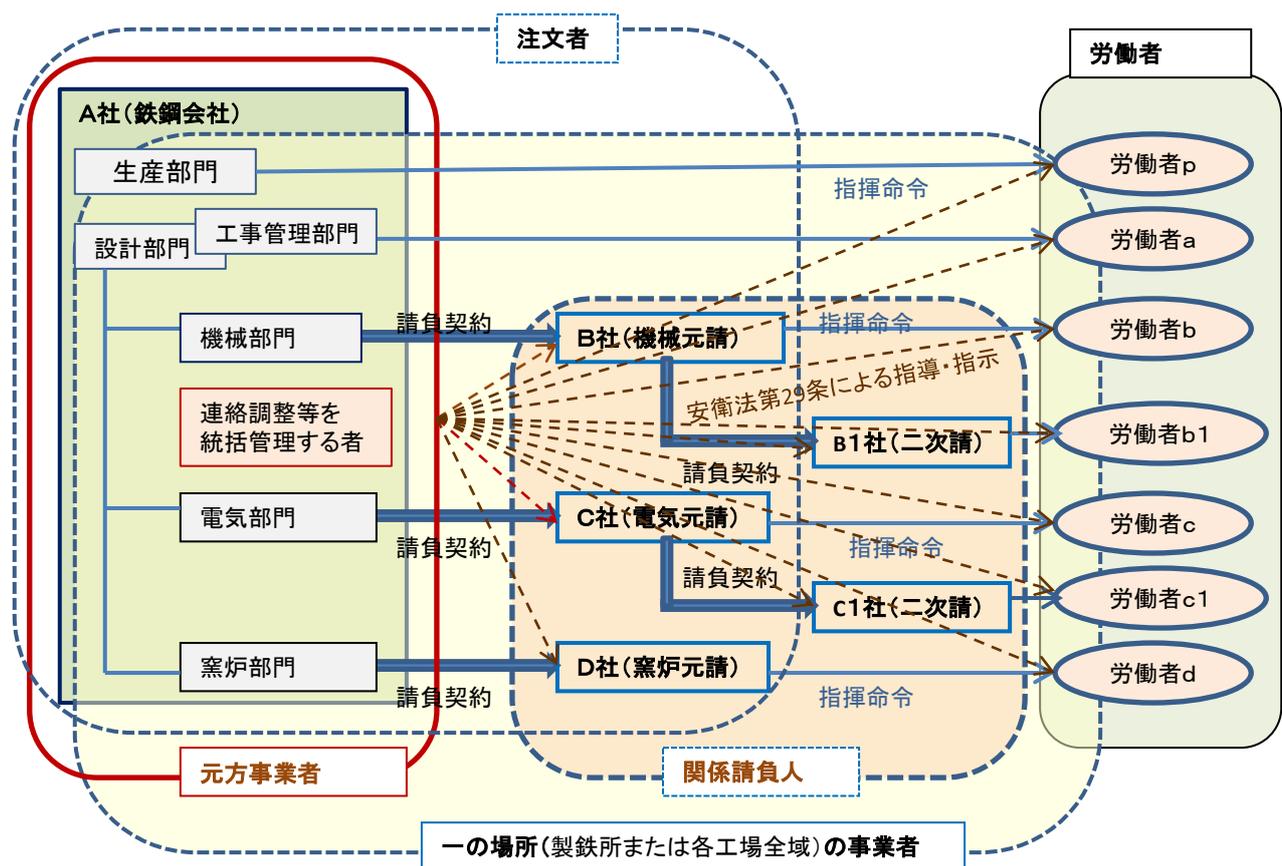
その結果、作業対象の製造ラインにおいて、作業指揮命令系統の違う各社の労働者(作業者)が、同じ場所で動力源遮断投入などを含め安全上相互に関係を持ちながら混在作業をすることになります。

この場合も製造ライン全体が「一の場合」で鉄鋼会社Aも作業をしますので、鉄鋼会社のA社が「元方事業者」となり、相対的に主要な工事を主管する工事管理部門や機械部門等から全体の連絡調整等を統括する者を選任することとなり、電気部門と窯炉部門及びその関係請負人を含めた連絡調整等の統括管理をすることになります。下図で電気部門と窯炉部門からは、この機械部門から選任された連絡調整等を統括管理する者を補佐し、それぞれの専門分野の元請の連絡調整の責任者に対応をします。

(工事や作業の内容により、電気部門や生産部門から連絡調整等を統括する者を選任することでも良い)

鉄鋼会社によってはこの機械部門他が分社化されている場合がありますが、その場合も同じ考え方で、元方事業者は鉄鋼会社になります。

各協力会社(元請B、C、D社)とその請負業者(二次請B1、C1社)は関係請負人となります。



上図では鉄鋼会社の機械ほか各部門の従業員が現場作業(工事管理含む)を行い、その他の作業を協力会社に請負わせるケースを表示していますが、考え方は生産業務の場合も、上記のような請負構造であれば同じです。

1.2.2 派遣労働者についてはどう扱われるのか？

請負契約であっても、請負人の労働者がその業務の遂行について注文者から直接指示を受ける場合には、一般に労働者派遣に該当します。

派遣労働者が現場で働く場合、雇用労働者と同じく、その安全と健康の確保のため派遣法第45条で安衛法の適用に関する特例が規定されています。

そこでは現場労働に関する事項で「派遣先」のみを安衛法上の事業者とみなす場合や、「派遣先と派遣元」の両方を安衛法上の義務主体の事業者とみなす場合が示されています。

これらに該当しないもの(たとえば一般的な健康管理など)は「派遣元」のみが責任を負います。

要は派遣労働者や雇用労働者の如何を問わず、現場で働く労働者の安全確保のために、作業現場でしかなしえない遵守事項や措置に関しては、派遣受入先の事業者が全面的に責任を負う形で、安衛法上の諸規制が適用されます。

つまり、このマニュアルで扱う安衛法と本指針での「一の場所」の混在作業の規制は、派遣労働者である場合にも、雇用労働者の場合と同様に適用されます。

1.2.3 元方事業者は、安衛法またはこれに基づく命令の遵守に関する指示を関係請負人の労働者に対して行うことは、偽装請負にならないか？

安衛法第29条(1.1.9参照)により、元方事業者は、関係請負人及びその労働者に対して安衛法令を遵守するよう必要な指導及び指示を行わなければなりませんので、このような指導及び指示を行っても、派遣法には抵触しません。(2.12.4参照)

1.2.4 注文者が実施しなければならない事項とは？

注文者が実施しなければならない事項に関しては

- ・本指針の第2の9（安衛法第31条の2関係）「危険性有害性等の情報提供」(化学物質等の情報)
- ・本指針の第2の12(1)（安衛法第3条第3項関係）「仕事の注文者としての配慮事項」(施工方法や工期等の配慮)にあります。この解説マニュアルでは後述(2.12.2)します。

設備の大規模改修等において、全部を建設業者に発注し、仕事の全部を注文し自らはその仕事を行わない場合には、鉄鋼会社は元方事業者にはなりません。発注者として、一の場所に50人以上が働く仕事を分割発注する場合には、その仕事を自ら行う請負人のうちから、統括安全衛生責任者を指名し、連絡調整等の措置を実施させなければなりません。(建設元方指針の適用)。

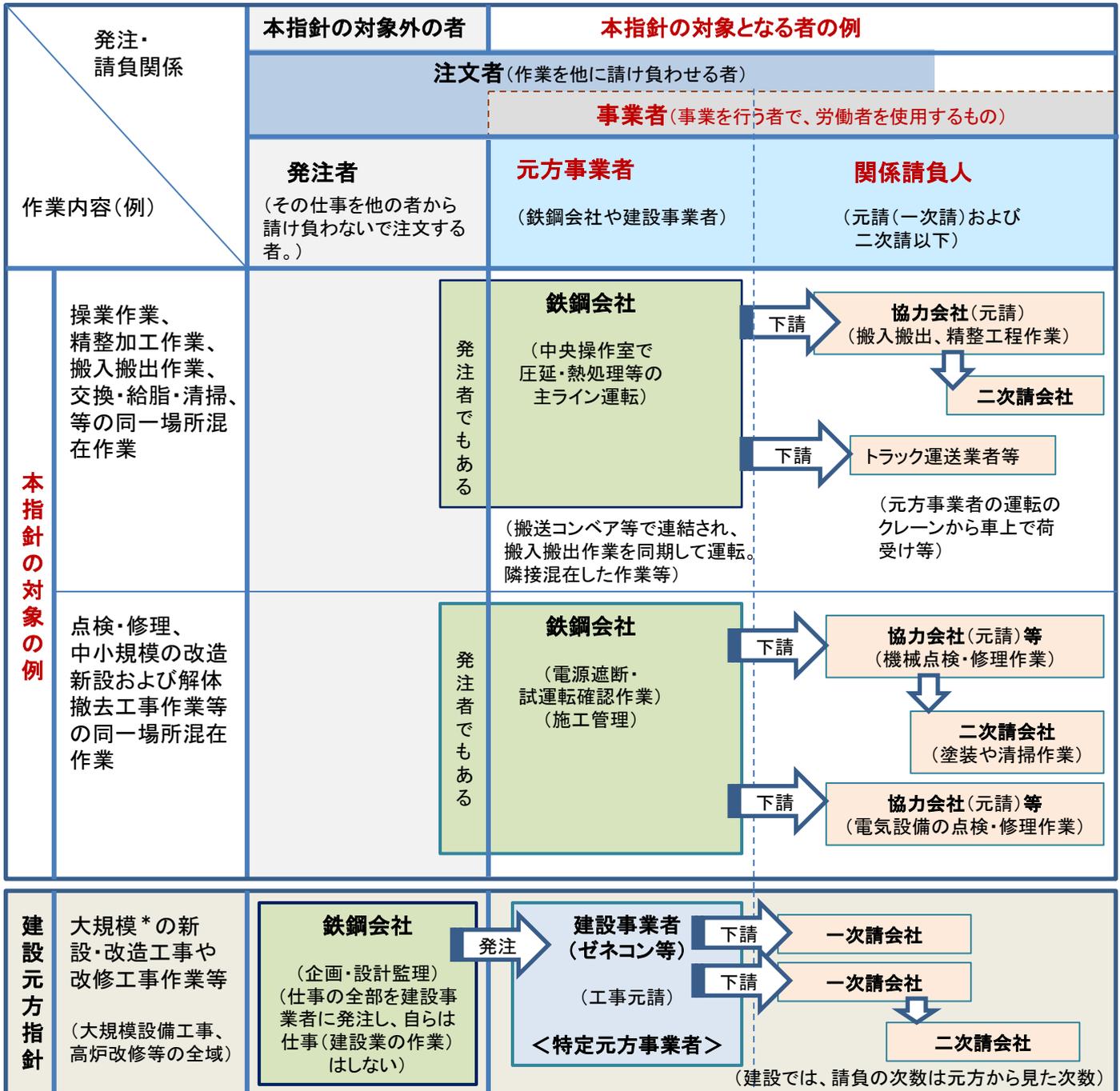
1.2.5 本指針の対象？対象外となるものは？

【図は例示】

本指針が対象とするものは、

- ・発注請負関係から見た区分では「元方事業者と関係請負人」、
- ・仕事(作業)の内容から見た区分では「製造業(造船業を除く)での一定規模の「一の場所」(製鉄所全域や圧延工場全域等)の混在作業」となります。

したがって、鉄鋼業では鉄鋼会社が「元方事業者」になり、混在作業の連絡調整等を統括管理する者を置かねばなりません。但し、鉄鋼業で具体的に言えば、圧延ライン新設などの大規模な設備建設工事や高炉改修等は「建設業」の扱いでの安衛法の規制と「建設元方指針」が適用されますので、これに基づく必要な措置を行わなければなりません。



* 正確には、建設元方指針を適用する条件は規模ではなく、設備の改修などの仕事の全部を建設業者に発注する場合など仕事の全部を注文し自らはその仕事を行わない場合ですので、小規模の場合にも建設元方指針を適用する場合があります。(これについては次ページで補足説明)

1.2.6 建設工事と補修等の工事が「一の場所」で行われる場合の指針適用の考え方？

【図は例示】

前述のように建設元方指針を適用する条件は規模ではなく、設備の改修等の全部を建設事業者が発注する場合等、仕事の全部を注文し自らはその仕事を行わない場合ですので、小規模の場合にも建設元方指針を適用する場合がありますが、業務実態として製鉄所内の製鋼工場や圧延工場等を「一の場所」としてみれば、上記の建設元方指針を適用する工事によるライン休止の期間を利用し、同一区域で補修等の工事が鉄鋼会社と協力会社（構内下請等）の作業により行われる場合があります。

この場合、鉄鋼会社は、安衛法第15条第1項で規定する特定元方事業者（建設事業者）への発注者であると同時に、本指針で規定する「一の場所」（製鋼工場や圧延工場等の全域）における元方事業者でもあります。いずれにしても両者に対し最先次の「注文者」（1.2.4参照）となり、事業者としての責務（2.12.2参照）がありますが、鉄鋼会社は、「建設業の工事」については、単なる発注者であるため、特段の安衛法上の措置義務を負わないことになります。（ただし、安衛法第3条に基づく配慮、同法31条の4に基づく違法な指示の禁止に関する規定はあります。）

しかしながら、製鉄所全般について管理権原を有する鉄鋼会社としては、「鉄鋼業の仕事を行う者」と「建設業の仕事を行う者」が混在して作業を行う場合には、労働災害防止上必要な連絡調整等を行うことが適切です。

（注：「管理権原を有する」は機械等の所有に関連した用語として本指針2. 8でも使用されています。）

つまり、製鉄所又は工場全体として、同一区域で補修等の工事と建設元方指針を適用する工事が行われる場合には、双方の工事関係者の間で双方の工事内容を共有し、電源の遮断投入や、作業や資材仮置き場所やクレーン等の使用制限等の確認の連絡調整をすること等が災害防止の上で必要となります。

